

議案第104号

大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（平成25年大阪市条例第93号）の一部を次のように改正する。

附則第1項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付す。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度の学校給食費の徴収に関する特例)

- 3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月24日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費を児童又は生徒の保護者から徴収しないこととするため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

(太字は改正)

大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例 (抄)

附 則

(施行期日等)

1－2 省 略

(令和2年度の学校給食費の徴収に関する特例)

3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。